

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



せいかつ ほ ご
生活保護とは

わたし いっしょう あいだ さまざま しじょう せいかつ こま
私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

せいかつ ほ ご こま ひと たい ていど おう けいざいてき えんじょ おこな
生活保護は、このように困っている人に対して、その程度に応じて経済的な援助を行うととも

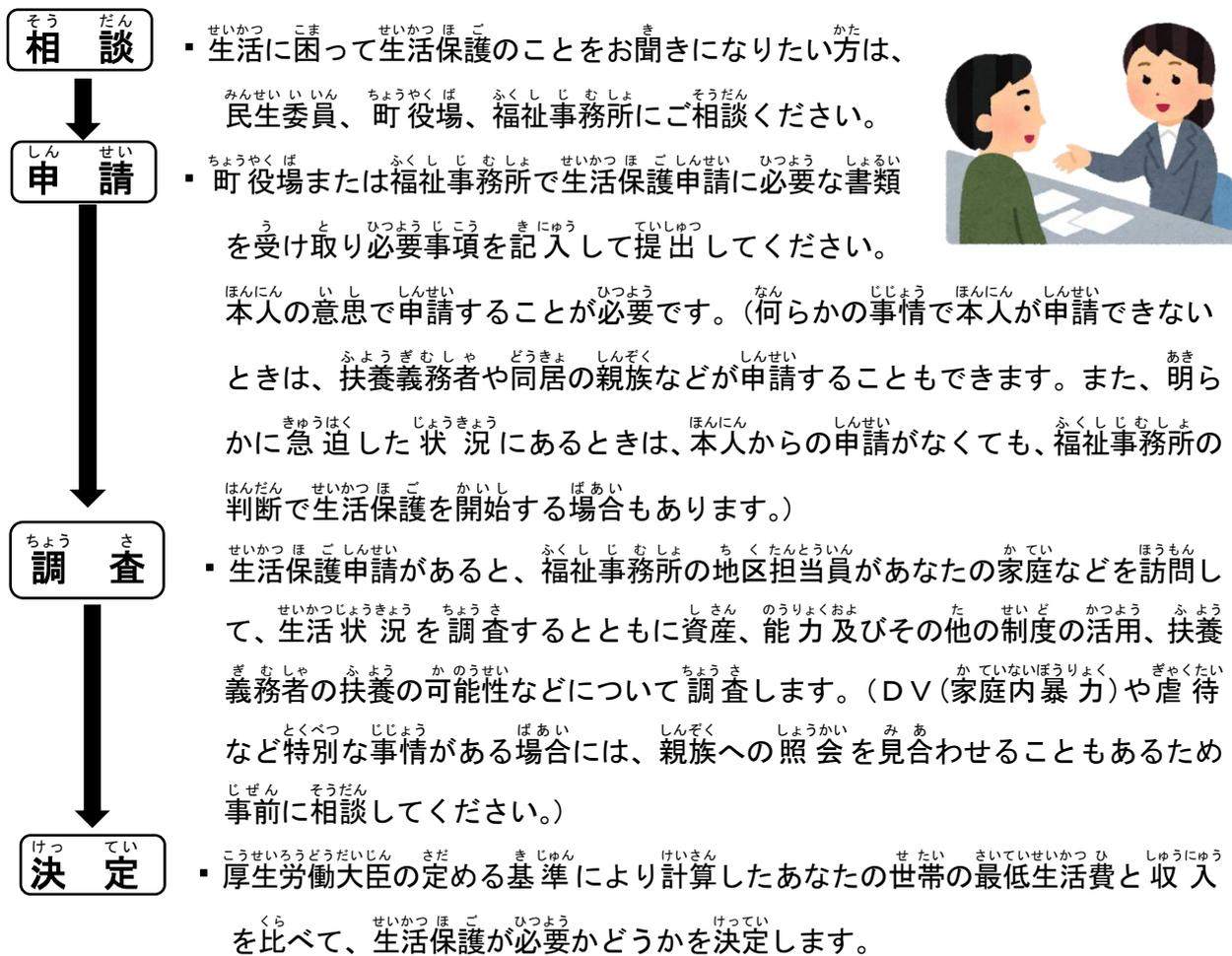
けんこう ぶんかてき さいていげん ど せいかつ ほしりょう じりつ たす せいど
もに健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助ける制度です。

1 生活保護の手続きのながれ

(1) 生活保護とは

きゅうよ ねんきん てあて しゅうにゆう せたい き さいていせいかつひ したまわ せたい
 給与や年金、手当などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた(世帯)
 で、自分の預貯金、保険、不動産などの資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持
 することができないかた(世帯)に、国が憲法第25条の生存権保障の理念に基づき、健康で文
 化的な最低限度の生活を保障する、生活保護法で定められた制度です。

(2) 生活保護が決まるまで



* 禁止事項

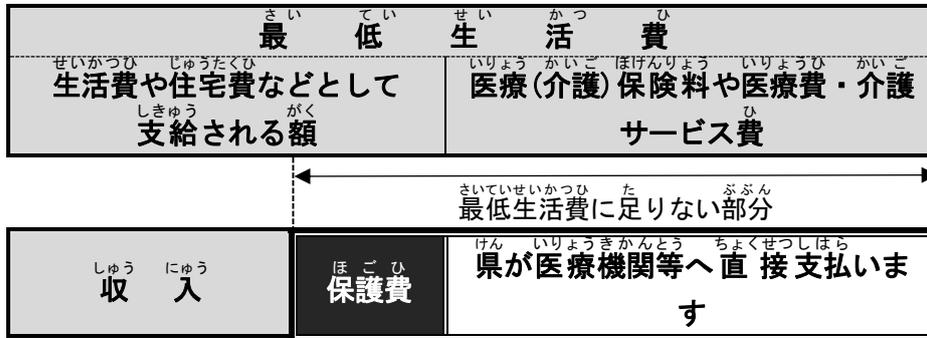
じじつ ちが ないよう しんせい しゅうにゆう ただ しんこく ふせい ほうほう せいかつほご
 事実と違った内容で申請したり、収入を正しく申告しないなど不正な方法で生活保護を
 受けようとししないでください。

(3) 生活保護の決定

最低生活費と収入との比較方法

1 生活保護が受けられる場合（収入が最低生活費よりも少ない場合）

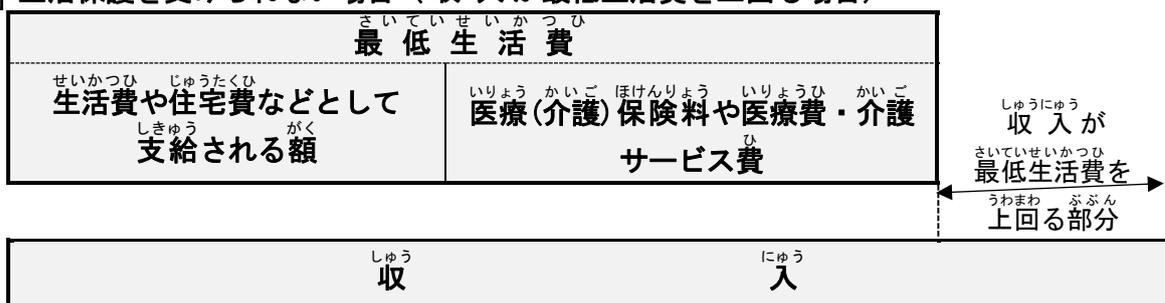
① 収入が毎月必要な生活費や住宅費などよりも少ない場合は、毎月、保護費が支給されます。



② 収入は毎月必要な生活費や住宅費などを上回るが、医療費などを支払えない場合は、医療費などの一部を自己負担として病院などに本人から支払うこととなります。



2 生活保護を受けられない場合（収入が最低生活費を上回る場合）



* 最低生活費とは、世帯全体が1か月生活するために必要な金額です。具体的には、次のような費用を合わせたもので、生活している地域、世帯の人数、年齢などにより金額に違いがあります。

- 生活扶助 世帯全体で必要な電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や炊事用具、食器などの日常生活の費用
- 加算 飲食物や衣類など個人単位に必要な生活費
(特別の必要があると認められる生活費の加算額)

母子、障害者（※）、妊婦、産婦など特定の世帯の生活費に加算する必要があると認められる金額（限度額あり）

- ・住宅扶助 家賃、間代、地代など
- ・教育扶助 義務教育を受けるための学用品代、教材費、給食費、学級費など
- ・介護扶助 介護サービスを受けるために要する費用
- ・医療扶助 医療費、通院のための交通費
- ・その他 出産扶助、生業扶助（高等学校等就学費を含む）、葬祭扶助

※生活保護が開始されたら障害年金、身体障害者手帳などの手続きを求められることがありますので、その時は、従ってください。これらの場合、障害者加算がつく場合があります。

* 収入とは、世帯全体の収入です。

例として

- ・働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ・年金、手当の収入
- ・仕送り（扶養）
- ・資産を売ったり、貸したりして得た収入
- ・保険金その他の臨時的収入

などがあります。

このうち働いて得た収入については、働くために必要な経費など一定の額を差し引いたうえで、最低生活費と比べることになります。

生活保護開始時の手持金については、最低生活費（医療費及び介護費を除く）の5割以下の額は保有したまま保護を受けることが認められています。

せいかつほご かいし けってい

2 生活保護の開始が決定したら

(1) 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、厚生労働大臣が定めた基準の範囲内で支給されます。

① 生活扶助

食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用（個人の年齢、世帯の人数などで算定）



② 住宅扶助

家賃、地代や住宅の補修などの費用（定められた限度額内で支給。真にやむを得ない場合に必要な転居に要する敷金等、契約更新料等（更新手数料、火災保険料、保証料）なども含まれる。公営住宅などの家賃などは、原則として福祉事務所が直接納付）



③ 教育扶助

義務教育のための
 学用品代、教材費、
 給食費、学級費
 などの費用



④ 医療扶助

病気やけがの治療のため医者にかかる
 保険適用内の費用（原則として現物給付
 (※)、収入により自己負担が発生する
 場合がある。治療材料
 や施術なども要件にあて
 はまれば支給できる。）



⑤ 介護扶助

介護サービス（ホームヘルパーの訪問、
 デイサービスの利用、介護老人
 福祉施設への入所など）を受けるため
 に要する費用
 （原則として
 現物給付(※)）



⑥ 出産扶助

お産をするための
 費用（限度額内）



⑦ 生業扶助

仕事に就くための費用、
 資格取得のための費用、
 高等学校等に通うための
 費用



⑧ 葬祭扶助

葬祭の費用（世帯員
 が亡くなった際など
 に、葬祭に要した
 費用が、葬祭扶助の
 限度額内である場合に
 支給）



※現物給付とは、医療行為や介護サ
 ービスなどでかかる費用を福祉事務所が
 直接医療機関、介護機関に納めること
 を指します。

世帯全体で必要な日常生活の費用については、毎月の生活保護費の範囲内で賄われるのが原則ですが、予想外の事由により臨時的に費用が必要となる場合があります。この場合、毎月の生活保護費の他に、以下のような一時的な扶助があります。

福祉事務所への事前の相談が必ず必要です。

被服費	布団類	保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者などが、布団類が全くないか、又は全く使用に堪えなくなった場合の費用
	被服	保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者などが、被服を持たない場合の費用

しんせいじひふく 新生児被服	しゅつさん ひか うぶぎ ひつよう ばあい ひよう 出産を控えて産着などを必要とする場合の費用
ねまき 寝巻	にゅういん さい ねまき まった また しょう た 入院に際し、寝巻などが全くない又は使用に堪えない 場合の費用
かみ 紙おむつ	じょうじしっきんじょうたい もの かみ ひつよう 常時失禁状態にある者で、紙おむつなどを必要とする 場合の費用（介護保険適用施設入所者には支給できませ ん。）
かくじゅうき 家具什器費	ほ ごかいしじ もの ちょうきにゅういんごたいいん もの さいがிரさいしや すいじようぐ 保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者などが、炊事用具・ 食器類・暖房器具・冷房器具（熱中症予防が特に必要とされる方がいる 世帯に限る）を必要とする場合の費用（故障による買い替えは対象外）
いそうひ 移送費	てんきよ よう みと ひっこ だい みうち そうぎ い こうつう ひ ひつ 転居に要すると認められた引越し代、身内の葬儀に行く交通費などを必 要とする場合の費用
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	しょう ちゅうがっこう こうとうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひよう 小・中学校、高等学校などへの入学準備に必要な費用
しゅうろうかつどうそく 就労活動促進費	はたら くことによつて せいかつほご じりつ かろう ほんだん かた しゅうしょく 働くことによつて生活保護からの自立が可能と判断される方の就職 活動にかかる経費の補助費用
その他	はいでんせつびひ すいどうせつびひ かざいしよぶんりよう たりんじてき じゅよう たいおう 配電設備費、水道設備費、家財処分料など、その他臨時的な需要に対応 するための費用

※一時扶助などを申請する場合の注意

- 一時扶助は、必ず受給できるものではなく、事前に連絡・検討が必要となります。
- 領収書などの書類が必要な場合もあります。
- 一定の条件、申請期限や上限額があり、支給されない場合もあります。
- 一時扶助の項目は、上記以外にもありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。

こくみんねんきんほけんりよう ほうそうじゅしんりよう げんめん う こくみんけんこうほけん
国民年金保険料、NHK放送受信料などの減免を受けることができます。国民健康保険

は、脱退することになり、国民健康保険料は、免除されます。

ほかに、下記の給付制度があります。

就労自立給付金

- 税・社会保険料などの負担増への対応、自立助長を図るため、安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

進学準備給付金

- 大学などへの進学支援を図るため、大学などへ進学した際に、新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金を支給しています。

就職準備給付金

- ・高等学校等を卒業後、就職して経済的に自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金として、就職準備給付金を支給しています。

(2) 生活保護費の支給方法

① 毎月の保護費

- ・保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）に指定の金融機関に振り込まれます。

② 臨時の保護費

- ・転居に要する敷金や引越し代、アパートの契約更新料など、臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給されるか、臨時的に支給されます。



(3) 病院にかかるとき

※原則として、生活保護法の指定を受けた近距離の病院で受診してください。



(1) 通院するとき

- ・町役場または福祉事務所に届け出て、診療依頼書あるいは医療券などを受け取り、病院へ行ってください。なお、マイナンバーカードを持っている場合は、町役場などへの届け出は必要ですが、診療依頼書などを受け取る必要はありません。
- ・急病などで届け出ができない場合は、受診後すぐに届け出てください。
- ・同じ病気で複数の病院に通院しないでください。
- ・お薬手帳を病院や薬局に持って行って見てもらい、複数の病院から同じ薬を出してもらわないようにしてください。
- ・通院回数は主治医の指示に従ってください。
- ・通院に電車・バス・タクシーなどを利用するため、交通費が必要な場合は、必ず事前に福祉事務所に相談してください。病院の医師の判断が必要になります。（障害者手帳などを提示すると公共交通機関またはタクシーの割引を受けられることがありますので、受けられる場合は、必ず活用してください。）

(2) 入院・退院するとき

- ・入院・退院するときは、必ず事前に福祉事務所へ連絡してください。
- ・また、入院時の「個室代」のほか、「健康保険が適用されない費用」については、支給できません。

(3) ジェネリック医薬品の利用について

- ・ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ成分を同じ量含む薬で、厳しく審査された薬です。先発医薬品よりも低価格で、医療の質を落とすことなく医療費の削減につながりますので、医師からジェネリック医薬品の使用が可能と診断された方は、必ずジェネリック医薬品を使用してください。



※注意

- ① 収入が生活費を上回るため医療費に一部負担がある場合は、その金額を病院に支払ってください。(本人支払)
- ② 生活保護が開始になりますと、国民健康保険証は使用できませんので、必ず市役所または町役場に返してください。
- ③ 生活保護受給中に就労したことなどにより就労先で健康保険証を取得した場合(被扶養者になった場合も含む)は、福祉事務所及び病院に届け出てください。
- ④ 障害年金、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの手続きを求められることがあります。

◆ 治療材料について

コルセットや義肢・装具・眼鏡などについて、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合には給付を受けることができます。購入前に必ず福祉事務所に相談してください。事前に手続きがなかった場合や以前に給付を受けた同じ治療材料について耐用年数が経過していない場合には、全額自己負担となることがあるのでご注意ください。



原則として現物給付となります。また、すでにお持ちの治療材料を修理することで足り得る際(修理代の方が安価の場合)には、修理代の支給も可能です。

※ 身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づき、治療材料が給付される場合がありますので、そちらを優先して利用していただきます。

(4) 介護サービスを受けるとき

- (1) 介護保険被保険者の方(65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

市役所や町役場で要介護認定を受け、居宅介護支援計画(ケアプラン)を作成してもらってください。その後、居宅介護支援計画(ケアプラン)の写しを福祉事務所に提出し、介護扶助の申請をしてください。



- (2) 介護保険被保険者以外の方(40歳以上65歳未満の医療保険未加入者) 福祉事務所へ介護サービスを受けたい旨を事前に申し出てください。

ちゅうい
※注意

- ① 住宅改修や福祉用具の購入をする際は、事前に福祉事務所へご相談ください。
- ② 収入が生活費を上回るための介護費に一部負担がある場合は、その金額をサービス業者に支払ってください。(本人支払)

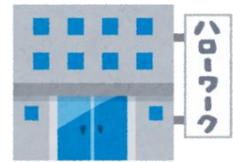
(5) 生活保護を受けている方の権利と義務

(1) 権利について

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- ② 生活保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。
- ③ 生活保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、県知事等に対して審査請求(不服を申し立てること)をすることができます。

(2) 義務について

- ① 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
(求職活動をするにあたり、就労支援(ハローワークへの同行、求人情報や職業訓練等の情報提供など)を行っています。) 病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に努めてください。



・病気等でないのに、求職活動をしなない場合は、所定の手続きを経て、生活保護の変更、停止または廃止をすることがあります。

- ② 住宅費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使い、滞納しないでください。
住宅費(扶助)については、限度額があり、限度額を超える家賃が必要な住宅に住んでいる場合は、限度額より家賃の安い住宅への転居指導があるので、従ってください。
- ③ 支出の節約を図り、生活の維持、向上に努めてください。
- ④ 生活保護受給中は、過去の借金返済はできません。法テラス等を活用して債務整理してください。また、保護受給中、定められたもの以外は、借金をすることもできません。(収入になります。)
- ⑤ 生活の維持・向上、自立の助長その他適正な保護の実施のため、福祉事務所は指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。
なお、正当な理由がないのにこれに従わないときは、保護を変更、停止または廃止をすることがあります。

(3) 届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

(世帯状況に変化があったとき(例))

- ・住所が変わるとき(転居などについては必ず事前に相談してください。)
- ・家族に変化があったとき(出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- ・就職や退職をしたとき
- ・健康保険の資格の取得や喪失をしたとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・介護サービス・障害福祉サービスが必要になったとき
- ・障害者手帳等を取得したとき
- ・障害等級が変更になったとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



(収入に変化があったとき(例))

- ・毎月の給与を受け取ったとき、賞与収入があったとき、子どものアルバイト収入が入ったとき(収入申告書に給料明細書など収入の内容がわかる書類を付けてください。)
- ・年金などの公的給付があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理(個人の借金を整理すること)による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき



※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。収入がない場合でも申告が必要ですので、収入の申告の時期(回数)は、福祉事務所の指示に従ってください。

収入申告を適正に行えば、次のような控除(※)や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除→ある金額(収入)から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残る

こととなります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。(事前に届け出が必要です。)	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談してください。

<ul style="list-style-type: none"> 収入があったのに申告をしなかった、収入を少なく申告したなどが、判明したときは、不正受給としてすでに支給された生活保護費(医療扶助及び介護扶助を含む。)を返していただき、さらに法律により処罰されることがあります。 不正をしようとする意思がなくても申告漏れが度重なる場合は、不正受給と判断される場合があります。 不正受給防止のため、福祉事務所でも毎年、課税収入の調査を行っています。

(6) 資産の活用

最低生活をするうえで所有または利用の認められない資産は、原則として処分のうえ最低限度の生活の維持のために活用してください。

なお、具体的な事例については、福祉事務所に相談してください。



土地	宅地	現に住んでいる家屋用、または事業用の宅地で必要最小限度のものは保有が認められます。(処分価値が利用価値に比べ著しく大きいものを除く) ただし、65歳以上の方がおおむね500万円以上の資産価値の不動産に居住している場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用によって、その不動産を活用していただくことがあります。
	畑	地域の農家の平均耕作面積などから適当とされるものは保有が認められます。(処分価値が利用価値に比べて著しく大きいものを除く)
家屋		現に住んでいる家屋または事業用の家屋で保有が適当とされるものは保有が認められます。(処分価値が利用価値に比べて著しく大きいものを除く) ただし、65歳以上の方がおおむね500万円以上の資産価値の不動産に居住

か 家 おく 屋	している場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用によって、その不動産を活用していただくことがあります。
せいかつようひん 生活用品	家具、食器及び衣類寝具が対象で、世帯の人数などから判断して利用の必要があると認められるものは保有が認められます。
き きん ぞく 貴金属 および債券	保有は認められません。
ほ 保 けん 険	 <p>生命保険 解約返戻金及び保険の掛金が一定以下の場合で世帯の自立に役立つと認められる場合は保有が認められます。しかし、保有が認められないときは、保険を解約していただきます。また、解約に伴い受け取る返戻金などを返還していただくことがあります。</p>
ほ 保 けん 険	<p>学資保険 開始時の解約返戻金が50万円以下等、一定の要件を満たしている場合は、保有が認められます。</p>
	<p>火災保険 危険対策目的の保険は、掛金が少額のものには保有が認められます。</p>
じ 自 どう 動 しゃ 車	 <p>障害（児）者が通院する場合（条件あり）などを除いて、原則として保有、使用、または借用は認められません。正当な理由により保有の必要がある場合は、福祉事務所から保有が認められます。</p>
オートバ イ	総排気量125cc以下のオートバイ等については、一定の要件の下、保有が認められます。

(注) 土地、生命保険の解約返戻金などの資力があるにもかかわらず、さしせまった事情のため、生活保護を受けた場合は、すでに支給された生活保護費（医療費及び介護サービス費を含む。）を返していただくこととなります。

- たとえば、①資産を売却したとき。②生命保険の解約返戻金などを受け取ったとき。
③各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
④交通事故などの示談金・補償金などを受け取ったとき。

(7) 地区担当員の役割

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護の申請があった場合、保護の決定に必要な調査を行ったり、保護を継続する場合、家庭訪問などで生活状況を聞いたり、自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。このため、困ったことや分からないことがありましたら、秘密は守られますので、遠慮なく相談をしてください。

なお、家庭訪問したときに、不在の場合、連絡票を置くことがありますので、連絡票に書かれていることは必ず守ってください。



(8) 民生委員の役割

民生委員は、福祉事務所と生活保護を受けている人とのパイプ役です。生活するうえで困ったことや悩み事を持つ人のよき相談相手として、必要な援助や助言を行っています。



(9) 町役場の役割

町役場は、福祉事務所と協力しながら、つぎのを行っています。
 ①生活保護の開始または変更の申請を受け取ること。②傷病届を受け取ること。③診療依頼書（入院外）（※）などを交付すること。
 ※マイナンバーカードを持っている場合は、③はありません。



3 相談について

相談時には次の資料をお持ちください。（資料がなくても相談は可能です。）印鑑も願います。事前に相談予約をしていただくとお待たせせずにご案内ができます。また、相談内容により時間がかかる場合があります。

これらのうち、お持ちの資料で結構です。	<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証
	<input type="checkbox"/>	世帯全員の預金通帳すべて（残高記帳をお願いします。ネット銀行や証券口座についても残高を確認できる資料などが必要となります。）
	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書もしくは家賃が確認できる書類
	<input type="checkbox"/>	保険証書（生命保険、自動車保険、学資保険など）
	<input type="checkbox"/>	直近3か月分の給与がわかる書類
	<input type="checkbox"/>	年金通知はがき、年金手帳、年金証書
	<input type="checkbox"/>	児童手当決定通知書、児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/>	母子手帳
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証
	<input type="checkbox"/>	指定難病医療受給者証、福祉医療証
	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
	<input type="checkbox"/>	雇用保険受給資格者証
	<input type="checkbox"/>	登記事項全部証明書（土地、建物）
	<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証、車検証
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードもしくは個人番号通知書	
<input type="checkbox"/>	在留カード（外国籍の方）	
<input type="checkbox"/>	その他（ ）	

そうだんさき ふくしじむしょ
相談先の福祉事務所

ふくしじむしょめい 福祉事務所名	かんかつくいき 管轄区域	じゅうしょ れんらくさき 住所・連絡先
とうさん ほけん ふくしじむしょ 東 讀 保 健 福 祉 事 務 所	き た ぐ ん か が わ ぐ ん 木 田 郡、香 川 郡	さぬき市津田町津田 930-2 TEL 0879-29-8254
しょうず そうごうじむしょ 小 豆 総 合 事 務 所	しょうずぐん 小 豆 郡	しょうずぐんとのしょうちようふちざきこう 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL 0879-62-1418
ちゅうさん ほけん ふくしじむしょ 中 讀 保 健 福 祉 事 務 所	あやたぐん なかたどぐん 綾 歌 郡、仲 多 度 郡	まるがめしどきちようひがし 丸亀市土器町東 8-526 TEL 0877-24-9960
たかまつし ふくしじむしょ 高 松 市 福 祉 事 務 所	たかまつし 高 松 市	たかまつしばんちよう 高松市番町 1-8-15 TEL 087-839-2343
まるがめし ふくしじむしょ 丸 亀 市 福 祉 事 務 所	まるがめし 丸 亀 市	まるがめしおおてまち 丸亀市大手町 2-4-21 TEL 0877-24-8848
さかいでし ふくしじむしょ 坂 出 市 福 祉 事 務 所	さかいでし 坂 出 市	さかいでしむろまち 坂出市室町 2-3-5 TEL 0877-44-5007
ぜんつうじし ふくしじむしょ 善 通 寺 市 福 祉 事 務 所	ぜんつうじし 善 通 寺 市	ぜんつうじしぶんきようちよう 善通寺市文京町 2-1-1 TEL 0877-63-6309
かんおんじし ふくしじむしょ 観 音 寺 市 福 祉 事 務 所	かんおんじし 観 音 寺 市	かんおんじしさかもとちよう 観音寺市坂本町 1-1-1 TEL 0875-23-3930
さぬきし ふくしじむしょ さ ぬ き 市 福 祉 事 務 所	さぬきし さ ぬ き 市	さぬきしさんがわまちいしだひがしこう さぬき市寒川町石田東甲 935-1 TEL 0879-26-9902
ひがし かがわし ほけん ふくしじむしょ 東 かがわ市 保 健 福 祉 事 務 所	ひがし かがわし 東 かがわ市	ひがし かがわし みなと 東かがわ市湊 1847-1 TEL 0879-26-1228
みとよし ふくしじむしょ 三 豊 市 福 祉 事 務 所	みとよし 三 豊 市	みとよし たかせちようしもかつま 三豊市高瀬町下勝間 2373-1 TEL 0875-73-3015

あなたの住まいのある地域を所管する福祉事務所が相談先となります。

(○印のついているところです。)

あなたの世帯の担当員は

です。